

## 2018(平成30)年度 事業計画書

2018(平成30)年4月1日から2019(平成31)年3月31日まで

2018年度は、都市・居住環境の整備及び国土・資源の有効利用等による国民生活環境の向上、我が国の学術の発展並びに学術の国際交流を図るため下記の事業を行う。

### 1. 研究助成

#### (1) 助成対象

上記事業目的に該当する研究を行う研究者又は研究グループで、その研究が学際的に行われるものが望ましい。

#### (2) 助成金額

1件300万円を上限とし、総額5,600万円とする。

#### (3) 推薦並びに選定方法

自然科学の分野にあつては、特定の学会の代表者、人文・社会科学の分野にあつては、特定の大学の学長又は大学院研究科長等にそれぞれ推薦を依頼し、選考委員会で選考の上、理事会において決定する。

### 2. 研究者交流援助

#### (1) 研究者海外派遣

##### 1) 短期派遣

(イ) 顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため外国において活発な研究活動を行っている研究者と討論、あるいは大学等で特別講演等を行う我が国の上級研究者(教授級)とする。

(ロ) 原則として派遣期間は3ヵ月以内とし、渡航費(往復)、外国内旅費及び滞在費 約15,000円/日を支給する。

##### 2) 長期派遣

(イ) 優れた研究業績を有し、外国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する中堅研究者(准教授、講師及び助教級)とする。

(ロ) 原則として派遣期間は1ヵ年とし渡航費(往復)及び滞在費 約 10,000 円/日を支給する。

3) 推薦並びに選定方法

自然科学、人文・社会科学の両分野ともに、特定の大学の学長又は大学院研究科長等に推薦を依頼し、理事会において決定する。

(2) 外国人研究者招へい・受入れ

1) 短期招へい

(イ) 顕著な研究業績を有し、学術の国際交流に貢献するため、我が国において活発な研究活動を行っている研究者と討論あるいは大学等で特別講演等を行う外国の上級研究者(教授級)とする。

(ロ) 原則として招へい期間は3ヵ月以内とし、渡航費(往復)、国内旅費及び滞在費 約 17,000 円/日を支給する。

2) 長期受入れ

(イ) 我が国において単独又は共同の研究を行い、その研究分野の発展に寄与する有能な中堅研究者(准教授級)及び若手研究者(助教、大学院学生)とする。

(ロ) 原則として中堅研究者の受入れ期間は3ヵ月以上1ヵ年以内とし、渡航費(往復)及び滞在費 約 10,000 円/日を支給する。

なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

(ハ) 原則として若手研究者の受入れ期間は1ヵ年とし、渡航費(往復)及び滞在費 約 190,000 円/月を支給する。既に、我が国に滞在中の研究者には渡航費を支給しない。

なお、必要ある場合、国内旅費を支給することがある。

3) 推薦並びに選定方法

自然科学、人文・社会科学の両分野ともに、特定の大学の学長又は大学院研究科長等に推薦を依頼し、理事会において決定する。

(3) 研究者交流援助金額

総額 1,700 万円とする。

3. 国際学術交流援助

(1) 援助対象

- 1) 我が国で開催される国際研究集会のうち、原則として中・小規模のものに対して運営費の一部等。
- 2) その他学術の国際交流事業等。

(2) 援助金額

総額 800 万円とする。

(3) 選定方法

理事会において決定する。

助成・援助金額 総額 8,100 万円

以 上